

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年9月1日

金曜日

第5128号

目次

| | |
|--|----|
| 告 示 | |
| ○道路の区域変更 | 1 |
| ○道路の供用開始 | 2 |
| ○富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程の一部改正 | |
| 公 告 | |
| ○公共測量の実施 | 5 |
| ○保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度 | 10 |
| ○落札者等の公示 | 11 |
| ○二級建築士の免許の取消し | 12 |
| ○プラスチックごみリサイクル支援マッチングサイト（仮称）構築業務委託に係る条件付き一般競争入札の実施 | 13 |
| ○農地を利用する権利の設定の裁定 | 16 |

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第331号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

| 道路の種類及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|--------------|------------------------|------------|----|--------------------|-------------|--------------|
| 県道 福岡停車場線 | 高岡市福岡町下菘字中島 352番1から | 変更前 | | 最大 22.9 最小 13.0 | 75.4 | 高岡土木 センター |

| | | | | | |
|--|----------------------|-----|--------------------|------|--|
| | 高岡市福岡町下蓑字梨子木2387番4まで | 変更後 | 最大 25.9 最小 13.0 | 85.5 | |
|--|----------------------|-----|--------------------|------|--|

富山県告示第332号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

| 道路の種類及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|--------------|---|----------|----------|
| 県道 福岡停車場線 | 高岡市福岡町下蓑字中島 352番1から 高岡市福岡町下蓑字梨子木2387番4まで | 令和5年9月1日 | 高岡土木センター |

富山県告示第333号

富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程の一部改正について

富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程（昭和62年富山県告示第221号）の一部を次のように改正する。


令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第22条、第176条関係）

(甲) 原 符

| | | | | | | | |
|--|----|-------|---|-----|---|---|---|
| 第 号 | 年度 | 会計名 | | | | | |
| 款 | 項 | 目 | | | | 節 | |
| 納入者 住 所 氏 名 | | | | | | | |
| ¥ | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  | | | | | | | |
| ただし | | 課税取引 | | 有・無 | | | |
| | | 10%対象 | | ¥ | 円 | | |
| | | うち消費税 | | ¥ | 円 | | |
| | | 8%対象 | | ¥ | 円 | | |
| | | うち消費税 | | ¥ | 円 | | |
| 年 月 日 | | | | | | | |

備考 本書は、複写式とする。

(乙) 領収証書兼適格請求書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|---|---|---|---|---|------------|-----|------|-----|--|--|-------|-------|---|--|------|-------|
| 第 号 | 年度 | 会計名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納入者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ¥ | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | 取扱者 認 印 | | | | | | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td>ただし</td> <td>課税取引</td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10%対象</td> <td>うち消費税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8%対象</td> <td>うち消費税</td> <td>円</td> </tr> </table> | | | | | | | | | ただし | 課税取引 | 有・無 | | | 10%対象 | うち消費税 | 円 | | 8%対象 | うち消費税 |
| ただし | 課税取引 | 有・無 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10%対象 | うち消費税 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8%対象 | うち消費税 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を領収しました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 富山県 T7000020160008 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会計管理者(出納員又は分任出納員) | | | | | | | | 印 | | | | | | | | | | | |

令和5年3月23日から令和5年11月30日まで

3 作業地域

南砺市利賀村押場・北豆谷 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、入善町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

令和5年5月27日から令和5年9月25日まで

3 作業地域

入善町全域

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

令和5年7月1日から令和6年2月9日まで

3 作業地域

富山市

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

令和5年6月26日から令和5年8月31日まで

3 作業地域

富山県下新川郡入善町板屋、黒部市飛騨 地区

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新川農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年7月3日から令和5年9月30日まで

3 作業地域

魚津市布施爪ほか地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年7月5日から令和6年2月16日まで

3 作業地域

砺波市 荒高屋 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年7月12日から令和6年2月16日まで

3 作業地域

砺波市 太田 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年7月26日から令和6年2月15日まで

3 作業地域

南砺市盛新 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年7月26日から令和6年2月15日まで

3 作業地域

南砺市小坂 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和5年7月18日から令和6年3月8日まで

3 作業地域

北陸地方整備局 管内（富山河川国道事務所 管内）

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

| 単位区域名 | 保安林の種類 | 皆伐の面積の限度（ヘクタール） |
|-------|-----------|-----------------|
| 小 川 | 水源かん養保安林 | 174.96 |
| | 土砂流出防備保安林 | 267.82 |
| 黒 部 川 | 水源かん養保安林 | 291.00 |
| | 土砂流出防備保安林 | 1,111.34 |
| 片 貝 川 | 水源かん養保安林 | 260.72 |
| | 土砂流出防備保安林 | 427.63 |

| | | |
|------|-----------|----------|
| 早月川 | 水源かん養保安林 | 220 04 |
| | 土砂流出防備保安林 | 231 64 |
| 常願寺川 | 水源かん養保安林 | 391 88 |
| | 土砂流出防備保安林 | 553 80 |
| 神通川 | 水源かん養保安林 | 648 50 |
| | 土砂流出防備保安林 | 506 60 |
| | 干害防備保安林 | 5 92 |
| 庄川 | 水源かん養保安林 | 280 94 |
| | 土砂流出防備保安林 | 1,026 10 |
| 城端地区 | 水源かん養保安林 | 143 97 |
| | 土砂流出防備保安林 | 51 36 |
| 小矢部 | 水源かん養保安林 | 373 89 |
| | 土砂流出防備保安林 | 48 74 |
| 氷見地区 | 水源かん養保安林 | 15 46 |
| | 土砂流出防備保安林 | 3 62 |
| 計 | 水源かん養保安林 | 2,801 36 |
| | 土砂流出防備保安林 | 4,228 65 |
| | 干害防備保安林 | 5 92 |
| 合計 | | 7,035 93 |

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る委託業務の名称及び数量
富山県警察交通切符等反則通告管理システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部交通部交通指導課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社富山支店
富山市牛島新町5番5号タワー111
- 5 落札金額
84,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年5月31日

二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

| 免許の取消しをした年月日 | 免許の取消しを受けた建築士の氏名 | 免許 | 登録番号 | 免許の取消しの理由 |
|--------------|------------------|-------|--------|-----------|
| 令和5年8月18日 | 中西 昇 | 二級建築士 | 第7035号 | 死亡 |

プラスチックごみリサイクル支援マッチングサイト（仮称）構築業務委託に係る条件付き一般競争入札の実施

プラスチックごみリサイクル支援マッチングサイト（仮称）構築業務委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

プラスチックごみリサイクル支援マッチングサイト（仮称）構築業務 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 委託業務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第 183号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されているものに限る。

3 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式 1）及び入札説明書で定める書類を 4 の(2)に掲げる期限までに 4 の(1)に掲げる場所に、持参又は

郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和5年9月11日（月）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先
（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-0005 富山市新桜町5番3号

富山県生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班

電話 076-444-9618（直通）

(2) 入札参加申込書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和5年9月7日（木）までの間の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までの時間を除く。）までとする。

ただし、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等を富山県ホームページ「プラスチックごみリサイクル支援マッチングサイト（仮称）構築業務委託に係る条件付き一般競争入札の実施について」（下記URL）からダウンロードすること。

<https://www.pref.toyama.jp/1705/20230801plastic.html>

5 入札・開札の日時等

(1) 入札・開札の日時、場所

ア 日時 令和5年9月13日（水） 10時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、3の(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

6 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

免除とする。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又はその代理人の全員の立会いのもとで行う。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の

入札をする。

- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 公告又は入札説明書等に関する質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページ「プラスチックごみリサイクル支援マッチングサイト（仮称）構築業務委託に係る一般競争入札の実施について」（下記URL）に掲載し、公表する。

<https://www.pref.toyama.jp/1705/20230801plastic.html>

- (4) その他詳細は、入札説明書による。

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

| 所在及び地番 | 地目 | 面積 |
|------------|----|------|
| 魚津市大沢1413番 | 田 | 567㎡ |

2 農地を利用する権利の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|-----|------------|------|--------------|
| 利用権 | 令和5年11月30日 | 4年7月 | 4,352円 |

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 横田 美香
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 保里 長助

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局魚津支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局魚津支局において、補償金の還付を受けることができる。

